

私たちの社会保障について考える ↳ 社保対部長の手引き

全建総連社会保障対策部

1 誰でも100歳社会

1 あなたも、きんさん・ぎんさんに？

1950（昭和25）年生まれの女性10人のうち、1人は100歳の誕生日を迎える？
ウソではありません。国立社会保障・人口問題研究所は、そのように予測しています。女性の100歳がめずらしくない時代がもうすぐ来るといっています。

生まれる子どもが少なくなり、高齢者が長く元気でいる「少子高齢化時代」がこの先どんどん進んでいくのです。図1が1950年の人口構成、図2が2000年の人口構成、図3が2050年の予想人口構成です。こつこつ図を「人口ピラミッド」といいます。確かに図1はエジプトのピラミッドのようです。しかし、図2、図3と進むにつれて、元のピラミッドとは違った形になっています。

図3の右、女性の100歳以上が大きく突き出しています。印刷ミスではありません。これが、女性10人に1人が「きんさん・ぎんさん」になる現実です。

1950（昭和25）年には、男女とも110万人以上の子どもが生まれていましたが、2050（平成62）年には男女とも30万人ちょっとしか生まれなくなると考えられています。これが「少子化」の実態です。

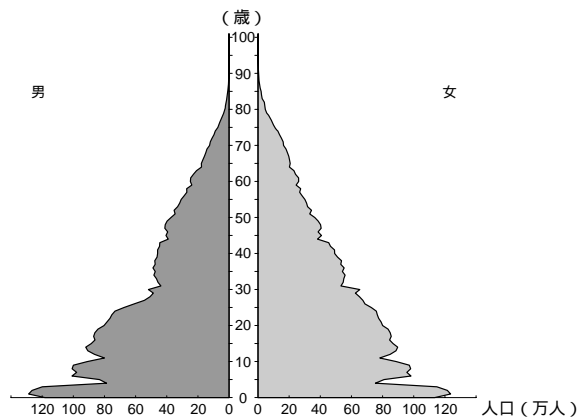
次に高齢化ですが、図1では65歳以上の人はごく少数です。図2では65歳以上の方が多

くなる。図3ではもっと多い。全人口に占める65歳以上の高齢者の割合を「高齢化率」といいますが、2005（平成17）年に19・6%。図3の2050（平成62）年には、32・3%になります。現役世代が高齢者を支えるのが、日本の社会保障の基本的考え方です。現在は、1人の高齢者を4人で支えています。2050年には1人の高齢者を2人で支えることになると思います。現在の社会保障制度は、図1に近い形を前提につくられています。つまり、たくさん若い人たちが、高齢者を支えることで、成り立っています。

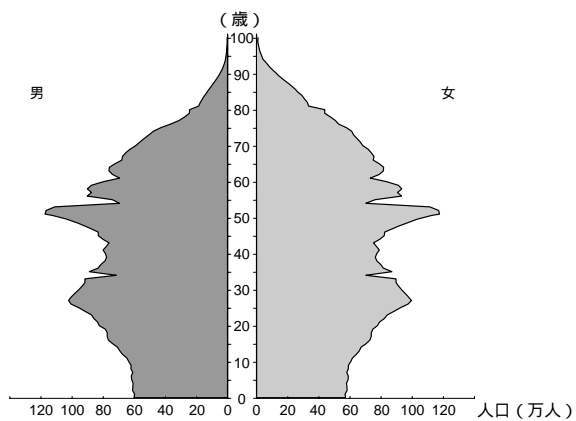
政府の予想では、2006（平成18）年から人口が減少し、現在の1億2770万人から2050（平成62）年には1億60万人になるとしています。もうすぐ、生まれる人の数より、亡くなっていく人の数が多い時代が来るのです。毎年数十万人減少し、2100年には、日本の人口は今の半分、6400万人になるとの予測もあります。まさしく「超少子高齢化」時代がもう始まっているのです。

高齢化が進むことよって増える、社会保障の負担と給付の在り方を、考え直す動きが広がっています。全建総連は、税金の使いみちを変えることよって、安心できる社会保障制度を確立することができると考えています。

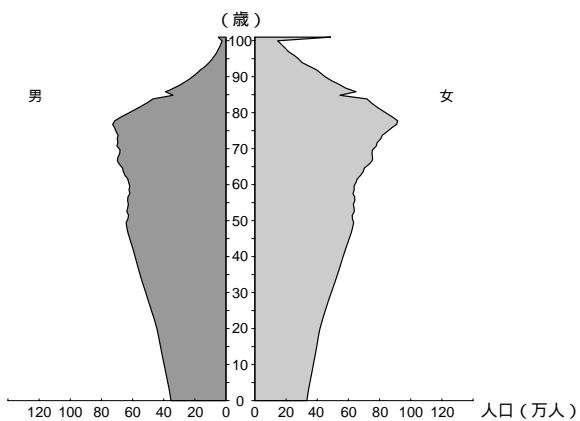
(図 1)
1950年



(図 2)
2000年



(図 3)
2050年



作成・国立社会保障、人口問題研究所

2 社会保障で私たちの生活を最低限保障します

社会保障とは、広辞苑によれば「国民の生存権の確保を目的とする国家的保障。日本では社会保険・生活保護・社会福祉事業・公衆衛生を主な内容として、失業・労働災害・病気・死亡などの事態に備える」とされています。

難しく言っていますが、具合が悪くなって、病院に行くときは、「医療保険(健康保険)」、退職し高齢になったときは「年金保険」、介護が必要になったときは「介護保険」、働けなくて所得がなくなったときは、「生活保護」、業務上の病気やけがには「労災保険」などがあります。

今回はこの中で、病気やケガのときの「医療(健康)保険」と、高齢になって働けなくなったときの「年金保険」について説明していきます。

3 建設労働者に最適な医療保険(健康保険)、「建設国保」

からだの具合が悪くなったとき、直接、病院の窓口で支払うお金が少なくてすむように、保険から払ってもらう制度を「医療保険(健康保険)」といいます。被用者(雇われている人)は、被用者保険に入っています。

しかし、建設業では、雇用されずに働いている一人親方などの労働者がたくさんいます。こうした人は雇われていないため、サラリーマンなど、雇われている人の被用者保険

には入ることができません。また、建設業では労働災害が多い上に、日給・月給が多いので、ケガや病気で休むと収入が無くなってしまう人がたくさんいます。そのため、傷病手当金のある、建設国保が私たちにピッタリなのです（市町村の国保には傷病手当金制度はありません）。

この建設国保はみなさんの保険料（約半分）と、国からの補助金（約半分）で運営されています。この補助金を毎年確保するため、国の財布を預かっている「財務省」と、建設国保を所管している「厚生労働省」に、建設国保が建設労働者の仕事と暮らしにとって欠かせないものであると、ハガキを書いて、お願いしているのです。

4 国民年金に入らないと900万円も損をする

国民年金は、長い老後を安心して暮らすための収入の大きな柱です。

2003年度国民生活基礎調査によると、高齢者世帯の所得の中で公的年金が占める割合は3分の2、100%年金だけで暮らしている世帯も6割に達しており、公的年金こそ老後の命の綱と言っても過言ではありません。

しかし、こうした現実がある一方で、国民年金の未納・未加入者が近年、増え続けています。そこで、未納・未加入者に知ってほしいのは、「国民年金に入らない」と「損」をするという事実です。

重要なポイントは、国庫負担です。国民年金には国の財源が充てられており、2009年度には、年金の半分までが国の財源で賄われることとなります。

つまり、未納・未加入を続けることは、自らこの2分の1の税金部分を放棄することになってしまうのです。

65歳の平均余命は、男性が18・21年、女性が23・28年です。2005年度の1年間の年金額は、79万4500円ですから、男性は、一生の間に1400万円余り、女性は1800万円余りの年金を受け取ることになります。その半分は、税金で賄われます。もし無年金になると、男性で700万円、女性では900万円も損をすることになります。

この事実をしつかりと認識し、自らの年金をみすみす損することがないように、国民年金にしつかりと加入しましょう。

しかし、加入すれば誰でも年金をもらえるわけではありません。年金を受給できるには、25年間、制度に加入する条件がついています。つまりは、45歳までにはなんとしても国民年金に加入しておくことが絶対条件です。

経済情勢・社会構造が刻々と変化する今、将来の人生の見通しはつきにくく、老後の生活を貯蓄や子どもの世話を当てにするには限界があり、収入をしつかりと確保するには、国のお墨付きがついた国民年金こそが最も頼れる制度です。

また、国民年金は老後だけでなく、万が一病気やケガで障害の状態となって働けなく

なった時や、一家の働き手が亡くなった時など、「もしも」の時に、強い味方になってくれます。

誰にでも訪れる老後を安心して迎えるため、さらには不測の事態に備えるためにも、国民年金への早期加入がなによりも肝心です。

ここから先は、建設国保と国民年金について、詳しく、書いてあります。もっと知りたい方は、この先も読み続けてください。

2 医療保険（健康保険）と建設国保

1 医者の敷居を低くした日本の医療制度

からだの具合が悪くなったとき、直接、病院の窓口で支払うお金が少なくてすむように、保険から払ってもらおうのが、「医療保険（健康保険）」です。もちろん、法律に基づく国の制度です。

日本では、国民みんながどこかの医療保険に加入しています。保険証一枚あれば、お金（費用）のことをあまり気にせず、どこかの医療機関でも受診できます。医者の敷居を極限

まで低くして、誰でも安心して医療を受けられるようになったのです。

これは日本の医療制度の最大の特徴です。この国民皆保険の制度によって、日本人の平均寿命は男が78・64歳、女が85・59歳と、いずれも世界最高水準に達しています。このよ
うな日本の「保健システム」は、世界保健機関（WHO）から、世界一の折り紙をつけら
れています。

ところが、この医者に「かかりやすい」という仕組みのために、国民医療費が毎年増え
続けているのだ、と政府は考えています。そこで、患者の窓口負担を増やして、医者にか
かりにくく「しよう」という政策が、ここ何年か続けられるようになってきました。日本の
医療制度の良さを台なしにする政策が続いています。

しかし、日本の保健システムは、少ない費用で非常にうまくいっているのです（図4）。
経済協力開発機構（OECD）では、国民所得に占める社会保障関係費用を各国別に表し
ています。アメリカはこの割合が小さい。国民全体をカバーする医療保険がないからで
す。社会保障が充実したヨーロッパはこの負担が大きい。日本はアメリカよりも大きい
が、ヨーロッパよりも小さい。つまり日本の保健制度は、小さめの負担で非常にうまく
いっているのです。

2. 医療費がどんどん増える→制度を変えよとの議論が

これから高齢化が急速に進むことにより医療費が大きく増えていきます。それを誰がどう負担していくのか。これが今、大きな課題になっています。

2003年に国民が使った「国民医療費」は、31兆5375億円です。これを国民一人当たりになると、24万7100円になります。ところが、0歳から65歳の一人当たり医療費は15万1500円なのに対して、65歳以上では、65万3300円にもなります。75歳以上ならば、80万9400円です。高齢になればなるほど医療費がかかるわけで、これから高齢化が進むと、この医療費は大きくふくらんでいきます。「世界遺産」とまでいわれる医療制度を変えて、医者のお金を高くし、医

(図 4)

	社会支出の対国民所得比
スウェーデン	41.48%
フランス	38.88%
ドイツ	38.83%
イギリス	28.90%
日本	24.02%
アメリカ	17.05%

経済協力開発機構 (OECD) 調査 (2001年)

OECD基準による社会支出...

社会保障給付費と、施設設備整備費など直接個人に移転されない費用まで含めたもの

療費の伸びを抑えようとしているのです。これが現在進められている医療制度改革といわれるものです。

3 医療保険制度に対する全建総連の主張

全建総連は、医療保険制度について次のように考えています。医療保険制度は一元化、一本化せず、被用者保険と国保の二本立てとすること。国保の管理・運営の主体は、公営国保（市町村国保）と国保組合とし、建設国保を育成・強化すること。

全建総連が医療保険制度の一元化、一本化に反対するには理由があります。国保組合制度は保険料をきっちり納めている（市町村国保の収納率90%、国保組合の収納率99%）、たくさんのお組員が運営（経営）に責任を負って運営している、建設国保が、建設業で働く労働者の仕事と生活の実態に合っている、一元化、一本化は非効率を生み、保険料の高騰につながる、などです。

つまり、建設業に働く労働者にとって、「建設国保という制度が仕事と生活の実態に合っている」、「この制度が必要だ」、と主張しているのです。

4 政府が進める医療保険制度改革

現在、建設国保を含む医療保険者（医療保険を運営している団体、建設国保もその一つ）

の再編・統合と、新たな高齢者医療保険制度をつくることが議論されています。

国保組合について、サラリーマンなど、雇われている人の入っている、被用者保険の代表は次のような意見を述べています。

「国保組合には、多額の補助が出ているのに、高い給付を行っているのはいかなものか」。

高い給付とは、他の医療保険が7割給付なのに、国保組合の中には8割給付を行っている所があることを指しています。

この件について全建総連は、8割給付を行っている建設国保に対し、「給付率は各組合が自主的に決めること」としながらも、「他の医療保険者がすべて7割になっている」ので、「国保組合制度を守り抜くために、来年（2006年）度に向かって早期に賢明な判断を」と、お願いしています。

また被用者保険の代表は、「国保組合に対する国庫補助について、早急に抜本的な見直しを図るべきだ」とも主張しています。

大企業のサラリーマンなどが加入している健康保険組合（健保組合）は、基本的に国庫補助はゼロ。中小企業のサラリーマンなどが加入している政府管掌健康保険（政管健保）の国庫補助は医療給付費の13%ですから、このような主張をしているのです。しかし健保組合にしる、政管健保にしる、事業主が保険料を半分負担しています。これは私たちの仲

間には無理な話です。一人親方や、数人を雇って、自らも現場で働く零細事業主と、サラリーマンとは話を一緒にできないのです。

厚生労働省は、今後の医療保険制度改革についてまとめた試案を、2005年10月に発表しました。その中で、国保組合については、次のように述べています。

「国保組合の国庫補助について、所得調査の結果等を踏まえ、財政力に応じて適切に見直す。」（平成18年度より実施）」

この改革は、2006年の国会で議論され、見直しが行われようとしています。

5. 国保組合制度を理解してもらおう 400万署名と国会議員賛同署名に取り組んだ意味

国保組合の被保険者（加入者）は、日本全体の中では少数派です。日本の人口のうち、国保組合に加入している人は、わずかに3%です。そこで、全建総連は、国保組合制度を理解してもらい、国保組合制度のファンを国会議員の中に増やすことを目的に、400万署名と、国会議員賛同署名に取り組みました。

400万署名は目標を大きく上回る473万筆以上を集め、国会に提出。また、衆議院・参議院合わせて、447人の国会議員の賛同署名を、2003年4月、坂口厚生労働大臣に渡し、「建設現場で働く人たちが困るようなことにはしない」と大臣は述べました。こ

うしたことを背景に2003年7月に、衆議院・参議院で、建設国保組合の育成を求める請願が採択されています。

6 国からの補助金はどうなっている？

国保組合の中で、全建総連関係の建設国保は23あります。建設や理容、美容、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士など、同種同業の人たちが集まっているのが国保組合です。ほかにも、芸術家国保、質屋国保などがあり、全部で166の国保組合があります。

建設国保は私たちが守り育ててきた制度で、病気で入院をすると傷病手当金が支給されるなど、他の国保にはない特徴を持っていますが、労働組合の共済とは違い、国の法律によって設立されており、国の負担金と補助金が出ています。

この補助金について説明します。図5・6を見てください(図5、図6)。これが国保組合に対する補助金のしくみです。補助金は3階建ての家と同じです。医療給付費の32%が1階の「定率分」。

2階は、国保組合の加入者の所得が低ければ、補助金を増やし、高いところは補助金を少なくする、という形をとっています。2階部分は「普通調整補助金(普調)」といいます。所得水準が高い人たちの国保組合、医師や歯科医師の国保は、この2階部分の補助は当然小さいわけです。私たちの建設国保は、これが15%か20%になっています。

3階部分として、「特別調整補助金（特調）」があります。図6の左の方は、所得の高い人たちの国保組合。右の方は、所得の低い人たちの国保組合です。2階部分の「普調」までの補助だと、少しの加入者の所得差で、2階の「普調」が15%になったり、20%になったりします。医療給付費の15%分補助が出るのか、20%分出るのか。この違いは大きいのです。この大きな差を緩和するため、3階部分の「特調」があります。

国保組合の財政は、この国からの補助金と、皆さんの保険料から成り立っています。

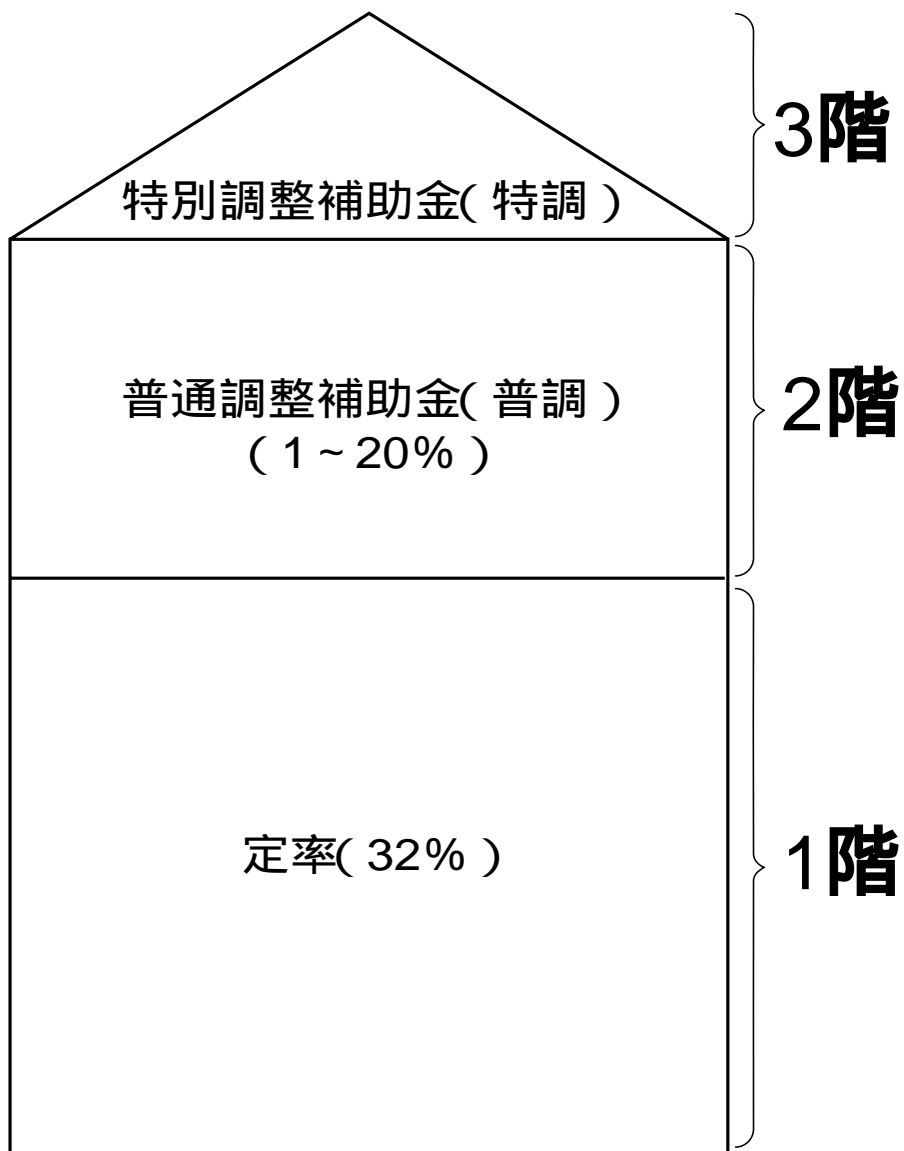
7. 毎年八ガキを書く意味

毎年、建設国保の補助金を確保してもらったため、財務省と厚生労働省に、八ガキを書いて、今年も予算確保してくれるようお願いをしています。夏と冬の年2回。また、図5・6を見てください。

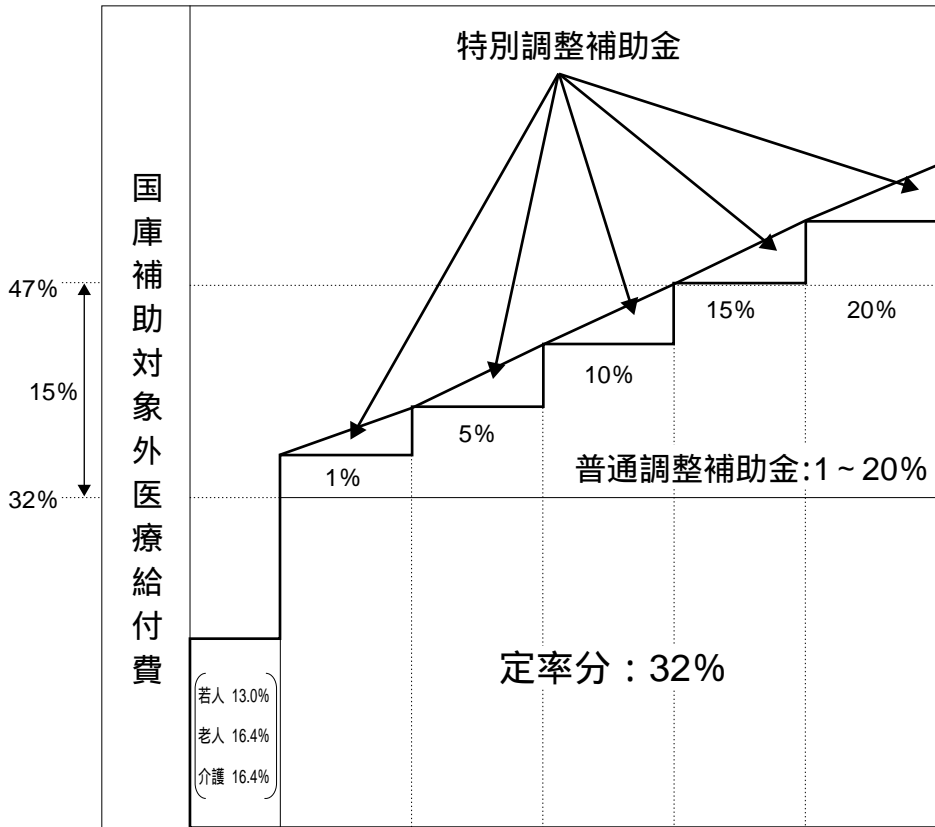
この八ガキは、3階部分の「特別調整補助金」をきっちり確保してくれるように、お願いをしているのです。3階は、1階と2階がなければなりません。3階の補助金がしっかりと確保されるということは、1階と2階も安定的に確保されることにつながります。

まず夏に八ガキを書く意味です。毎年夏、8月下旬が多いのですが、厚生労働省などの「各省庁」は、来年度はこれだけの予算がほしいと、国の財布を預かっている「財務省」に大まかな形で要求します。これを「概算要求」といいます。

(図 5) 国保組合に対する国庫補助のイメージ図



(図6) 国民健康保険組合に対する国庫補助



300人以上 事業所の組 合員・家族	300人未満 事業所の組 合員・家族	1%組合	5%組合	10%組合	15%組合	20%組合
		(80組合)	(10組合)	(22組合)	(25組合)	(28組合)
全国土木						

この概算要求の前に、私たちの3階の「特別調整補助金」がきつちり確保されるようお願ひするのが、夏のハガキを書く意味です。

次に冬にハガキを書く意味です。概算要求で厚生労働省などの各省庁が願ひした金額に対して、財務省が回答を出します。いわゆる来年度の「予算」です。これが冬、12月も押し迫った時期になります。予算が決まる前に、「特別調整補助金」がきつちり確保されるよう、再度お願ひをするのが、冬にハガキを書く意味です。

このハガキを出すということは、全建総連の組合員とその家族全員が参加できる運動です。私たちの建設国保が重要なんだと、厚生労働省や財務省に訴え続けることで、1階、2階、3階の補助金をもらい続けることができるわけです。

ちなみに全建総連の建設国保の一人当たり（本人、家族を含めた平均）年間保険料は、平均すると、10万8578円（2004年度）です。それに対して、国からの補助金は、一人当たり、9万7822円。国保組合の財政の半分近くが補助金で成り立っています。

この補助金が、一人当たり1万円減ることになれば、保険料は1万円引き上げざるを得なくなります。



全国の仲間の八ガキが厚労省内に山積みされ、要求が訴えられている

8 建設国保は私たちが運営しています

建設国保を運営しているのはこのブックレットを読んでいる、あなた自身です。そのみなさんが病院に行つて、医療費が発生するわけです。みなさんの医療費が上がれば、保険料も上がるし、医療費が下がれば、保険料を上げなくてすむのです。

保険料を上げないために、医療費を下げるために、このブックレットを読んでいるみなさんは何をすればいいのでしょうか。健康であれば、病院に行かなくてよい、医療費も安くなる。簡単に言つてしまえば、この通りですが、そんなに簡単にはできません。毎年、健康診断を受けて、悪くなる前に、医療費がたくさんかかる前に、原因を見つけて治してしまふ。早期発見・早期治療に努めるなど、健康にちよつと注意することが大切ではないでしょうか。

でもどうしても、具合が悪くなって入院してしまい、たくさんの医療費がかかってしまふ。そういうことが起こるかもしれない。仲間で助け合っている、支え合っているのが建設国保です。その時は、この建設国保を使えばいいのです。

だからこそ、みなさんにお願ひしたいことがあります。「仲間を増やしてください」ということです。たくさんの方の医療費のかかった仲間を、より多くの仲間で支えることができます。建設国保は助かります。若い人は医療費が安いので、若い人がたくさん建設国保に加入すれば、運営が「安定」するのです。母体組合（労働組合）は、数が増えれば、「力」

になります。建設国保では数が増えれば、「安定」につながるのです。

当たり前だと思いますが、仕事上のケガや病気は、労災保険を使うことになっていきます。労災保険は労働者の災害補償保険です。このブックレットを読んでいる事業主や一人親方のみなさんは、必ず労災保険に特別加入しているはずですよ。

今、私たちの建設国保を含めた国保組合には、医療保険制度改革という、大きな波が押し寄せようとしています。その波にのみ込まれて、おぼれてしまうことのないよう、頼りになる建設国保を守りぬき、皆さんの要求に応えていきたいと考えています。

3 あなたの人生を支える国民年金

1 早期加入がなにより肝心

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、みんな公的年金に加入することが義務付けられています。私たち建設労働者・職人などの自営業者、学生などは「国民年金(基礎年金)」、サラリーマンは「厚生年金」、公務員は「共済年金」に加入することになっています。ところが、「将来年金がもらえないのでは」との不信・不安から、国民年金に加入してい

ない人が64万人（2001年度）、未納者も420万人（2004年度）に達しています。しかし、将来の見通しがつきにくい時だからこそ、国民年金にしかない長所に目を向ける必要があります。

長所は、第1に、法律に基づき国が責任を持って運営する制度であるということです。「将来年金がもたらえないのでは」と、国民年金に不安を抱く人もいますが、国というこれ以上ない信頼に裏付けされた国民年金こそが、最も確実な老後の所得保障といえます。

第2に、収入が少なく、保険料を払う余裕がない人でも、免除制度を活用すれば、年金が受け取れます。

国民年金は保険料と国庫（税金）によって賄われており、2005年度は年金額の3分の1が国庫負担となっていますが、今後、2分の1に引き上げられます。

この国の負担があるおかげで、保険料が全額免除であっても国庫負担分の2分の1の年金を受け取ることができます。

第3に、国民年金は老後はかりでなく、万一の時にも年金が保障されているということです。

第4に、税制上の優遇措置があり、所得税・住民税が軽減されます。

民間の生命保険会社等で扱う個人年金保険は、どれだけ多く掛金を払い込んでも年額5万円までしか個人年金保険料控除として所得から控除されませんが、国民年金は掛金

の全額が社会保険料控除として所得から控除され、節税に役立ちます。

さらに、受け取る年金についても、国民年金は公的年金等控除があります。

以上のように、国民年金は国が国民に対して、老後の生活の安心を「約束」する最も頼りになる制度と言えます。

しかし、だれもが年金をもらえるわけではありません。年金をもらうためには、25年以上の加入期間を満たす必要があります。70歳までしか任意加入できないため、少なくとも45歳までには、加入しておく必要があります。

制度のメリットに目を向けるとともに、25年の加入期間を満たし、年金を受けとるために、未加入の方は早期の加入を、未加入の仲間には、加入を促しましょう。

2. 老後と万一の時の頼みの綱

国民年金に加入し、受給できる年金は主に3種類あります（老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金）。

3つのうちで、一般的に「国民年金」と呼ばれる老後の収入を保障するのが、「老齢基礎年金」です。

(1) 老齡基礎年金

この年金をもらうためには、最低25年以上の「受給資格期間」があることが必要です。もらえる年金額は、保険料を納めた（免除された）期間に応じて計算されます。20歳から60歳までの40年間、保険料を納めると満額の年額79万4500円（2005年度）がもらえます。

また、支給開始の原則は65歳からですが、60歳を過ぎれば、いつでも希望により繰り上げて受給できたり（希望時の年齢により年金は減額）、逆に66歳以降に繰り下げることできます（希望時の年齢により年金は増額）（図7）。

受給資格期間：保険料納付期間（第3号被保険者期間を含む）＋保険料免除期間＋国民年金の任意加入の対象者で任意加入していなかった期間

(図 7)

繰り上げ支給・繰り下げ支給とは

老齢基礎年金は、原則65歳から受けられますが、65歳前でも希望して請求すれば、請求時の年齢に応じて一定の減額された年金が受けられます（繰り上げ支給）。逆に、66歳以降に繰り下げて受給することもできます（繰り下げ支給）。この場合は、一定の増額された年金額となります（表参照）。両制度とも一度決まった支給率（年金額）は一生変わりません。

昭和16年4月2日以降に生まれた人の場合
（支給率が月単位で変わります）

	請求時の年齢	支給率(%)
繰り上げ支給	60歳0カ月～11カ月	70～75.5%
	61歳0カ月～11カ月	76～81.5%
	62歳0カ月～11カ月	82～87.5%
	63歳0カ月～11カ月	88～93.5%
	64歳0カ月～11カ月	94～99.5%

繰り下げ支給率(%) = $100 + (0.5 \times \text{繰り上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数})$

	申出時の年齢	支給率(%)
繰り下げ支給	66歳0カ月～11カ月	108.4～116.1%
	67歳0カ月～11カ月	116.8～124.5%
	68歳0カ月～11カ月	125.2～132.9%
	69歳0カ月～11カ月	133.6～141.3%
	70歳以上	142%

繰り下げ支給率(%) = $100 + (0.7 \times \text{65歳到達月から繰り下げ申し出月の前月までの月数})$

(2) 障害基礎年金

この年金は、病気や交通事故・業務などによるケガにより、障害の状態となった人に対して支給されるものです。

支給されるためには、老齢基礎年金と同様、まず障害を受けるまでの保険料の納付（免除）状況が問われます。初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）の時の年齢が20歳以上60歳未満の場合、原則として、初診月の前々月までの全被保険者期間で3分の2以上の保険料を納めている（または保険料免除を受けている期間や学生納付特例期間も含む）ことが必要です。

障害年金は、保険料をまだ納める義務のない20歳未満の方の場合でも、本人の所得が一定額未満であれば請求できます（請求は原則20歳になった時）。

保険料納付（免除）条件をクリアしている場合、障害認定日（初診日から1年半を経過した日、または症状が固定した日）に、障害等級の1級または2級に該当していれば年金を受けられます。

年金額は、障害の程度により異なり、1級の場合は年額99万3100円、2級は年額79万4500円（2005年度）。支給は、障害の状態（1級・2級）で亡くなるまで続きます（労働基準法上の障害補償を受けられる場合は、6年間支給停止されます）。

障害基礎年金は、老齢基礎年金のように「25年以上加入」という長期間の条件が問われ

ません。そのため若い世代にとっては身近な保障です。早めに保険料をきちんと納付して（払えない場合は免除制度を活用して）、受給権を確保しましょう。

（3）遺族基礎年金

この年金は、国民年金に加入している人が不幸にも亡くなってしまった場合に、亡くなった人に生計を維持されていた家族の生活を支えるために給付されるものです。

年金を受けることのできる人は「子どものいるお母さん」、または「子ども」です。子どもは、18歳になる年度の末日まで。子どもが障害を持っている時は20歳までです。

支給される年金額は、「基本額」+「加算額」の合計。基本額（2005年度は、年額79万4500円）は、40年加入して老齢基礎年金を満額受ける金額と同額です。「加算額」は、子どもの人数に応じて決まります。

この遺族基礎年金も、老齢基礎年金や障害基礎年金と同様、支給されるためには保険料の納付（免除）状況が問われます。死亡月の前々月までの被保険者期間の中で、保険料を3分の2以上納めている（または保険料免除を受けている）ことが必要となります。

国民年金が保障するのは、老後の生活だけではありません。こつした保障にもしっかり目を向けることが大切と言えます。

3. 40歳を過ぎていても大丈夫、すぐ手続きを

国民年金は、最低でも25年間加入しなければ老齢年金を受け取ることができません。

しかし、60歳で加入期間が25年に満たないからといって、払い損と言っわけではありません。70歳まで任意に加入することができます。したがって、これまでずっと未加入だった方は、国民年金を受給するためには、45歳までに国民年金に加入しましょう。

一方、事業所に勤める方についても、国民年金に未加入で40歳を過ぎていたとしても、国民年金を受給できる道があります。

厚生年金が適用されていない事業所に勤める場合は、70歳までは事業主の同意を得て、社会保険庁長官の認可を受ければ、個人で厚生年金に加入できます（任意単独被保険者と呼ばれ、保険料は事業主と折半）。

さらに、70歳になっても受給資格期間が25年に満たない場合には、事業主の同意を得て、社会保険庁長官の認可を受ければ、受給できる資格を得るまで厚生年金に加入できます（高齢任意加入被保険者と呼ばれ、保険料は全額個人負担）。

一方、厚生年金が適用される事業所にお勤めの場合は、70歳までは厚生年金が適用されますが、70歳になっても受給資格期間が25年に満たない場合には、社会保険庁長官に申し出て被保険者になることができます（高齢任意加入被保険者と呼ばれ、事業主の同意があれば保険料は事業主と折半）。手続きの窓口は、事業所を管轄する地方社会保険事務局ま

たは社会保険事務所となります。

4. 余裕がないなら免除を受けよう

国民年金では、所得（収入）が低い人の場合、申請して承認を受ければ、保険料が免除される制度があります（最高60歳になるまで）。この「申請免除」制度について紹介します（図8）。

申請免除には全額免除と半額免除の2種類があります（2006年7月からは4分の1免除と4分の3免除が追加）。全額免除の承認を受けた人は、月々の保険料を納めなくて済み、半額免除の人は保険料の半額だけ納めることで、制度に加入している扱いになります。

どちらの免除を受けられるかは、前年の所得によって決まります。

免除申請の手続きは、住まいの市区町村役場の国民年金担当の窓口申請します。

免除を受けられるのは、申請書を提出した月の「前月から」となり、前々月以前のものとは免除されません。そのため、早めの手続きが必要となります。

免除制度の優れた点は、年金額の3分の1（2005年度）を国が負担しているため、全額免除を受けても、全額納付した場合の3分の1（国庫負担分）の年金がしっかりもらえます。半額免除の場合は3分の2の年金額となります。2009年度までには国

(図 8)

申請すれば免除対象となる 所得(収入)のめやす

※あくまでも目安ですので、免除を希望される方は
一度手続きの窓口にご相談ください。

()内は収入

●夫か妻のいずれかのみ 所得(収入)のある世帯の場合

4人世帯(夫婦・子2人)

※子の1人は
16歳以上23歳未満



全額免除

164万円
(260万円)

半額免除

285万円
(424万円)

3人世帯(夫婦・子1人)

※子は
16歳未満



129万円
(210万円)

215万円
(333万円)

2人世帯(夫婦のみ)



94万円
(159万円)

172万円
(271万円)

●単身世帯の場合

単身世帯



全額免除

35万円
(100万円)

半額免除

85万円
(150万円)

庫負担は2分の1になります。

また、障害や不慮の事態には、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることもできます。どちらの年金も、受ける場合には一定の保険料納付期間が原則必要となりますが、それは免除を受けていた期間でも大丈夫です。

生活にゆとりがでた時には、10年前まで追納することができ、追納した期間は減額されない年金を受けることができます。

また、免除は、震災・風水害・火災等で財産の半分以上の被害を受けた場合や失業などにも特例的に認められます（ただし、特例期間は年金額に反映されません）。被災者は市区町村役場の国民年金担当窓口にご相談しましょう。

5 学生も「もしも」に備えよう

20歳以上の学生も、例外なく国民年金に加入しなければなりません。

未加入のままだと、交通事故や病気で障害が残った時など、不慮の事態が起きても年金はもらえません。

在学中は勉学が本業ですから、稼ぐ所得が少ない、あるいは全くない場合もあります。そこで、こうした学生の立場に配慮し、かつ万が一の事態が起きた場合に年金が支給されるよう、国民年金には、在学期間中の保険料を社会人になってから後払いできる学生納付

特例制度があります。

対象となる学生は、大学生・短大生・専修学校等の学生で、学生本人の前年の所得が68万円以下（収入なら約133万円以下）。夜間・定時制・通信制の方も対象。

届出して承認されたら、特例期間は未納扱いとならず、障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

また特例期間は老齢年金の受給資格期間に算入されず。ただし、年金額には反映されません。

特例期間は、10年以内であれば追納ができます（2年を経過すると、保険料に加算額が付きます）。きちんと追納すれば、老齢基礎年金は減額されず、満額の基礎年金を受けることができます。

特例制度は、申請した月の前月から承認されることになっています。そのため、未加入の方は早期に制度を利用して加入し、老後の年金のみならず、「もしも」の場合にも備える必要があります。

6 個人年金に勝るメリット

国民年金の特長を、民間の個人年金と比較してみます。

国民年金の一番の特長は、何と言っても「国庫負担」があることです。2005年度現

在、年金額の3分の1に相当する額が国庫から出ています（年金に対する2005年度の国庫負担は、約6兆2595億円）。2004年の年金改「正」で、2009年度までに国庫負担を2分の1まで引き上げることが決められました。

第2の特長は、個人の力ではどうしようもない経済・社会変化に対応して、年金額を調整する仕組みがとられていることです。

2004年度の年金改「正」で、賃金・物価の上昇率から公的年金の被保険者の減少率・平均余命の伸び率を差し引いて調整される（マクロ経済スライド）ことになったために、年金額の上昇が抑えられることになってしまいました。何十年先でも年金の実質的な価値を保障する仕組みとしては、個人年金にない制度です。

第3には、年金を受けられる期間の違いがあげられます。

民間の生命保険会社が運営する個人年金の場合は各契約の内容によりますが、国民年金（老齢基礎年金）は終身（亡くなるまで）もらえます。

第4は、民間の個人年金に比べて、節税効果が大きく違います。

国民年金は納めた保険料の全額が「社会保険料控除」として所得から控除されますが、個人年金は最高5万円までです。また、年金をもらう場合にも差があり、国民年金には「公的年金等控除」があります。

このように個人年金に比べ優れた点をいくつも持つ国民年金ですが、未納及び未加入

者が急増しています。未納の実態を見てみると、20〜40歳までの年代で特に多く、「保険料が高く経済的に困難」なことを理由にあげる人が最も多いようです。

しかし、国民年金には、第5の特長として、不況による仕事の減少などで、所得が低い場合には「保険料が免除」される制度があります。

また一方で、1000万円以上の高所得層でも未納者が存在します。未納者の半数以上は生命保険や個人年金に加入している実態も浮かび上がっています。しかし、生命保険会社は契約者に約束している運用利回り（予定利率）を破綻前に引き下げることが可能であり、個人年金は万全とは言えません。

国民年金は日本の社会保障制度の1つとして、国が多額の公費を投入し、国が責任を持って運営している制度なのです。

7. 「ゆとり」と「まさか」にしっかり対応

国民年金の第1号被保険者だけを対象とした3つの給付があります。

寡婦年金

寡婦年金とは、第1号被保険者として保険料を25年以上納めていた夫が、何の年金も受けずに亡くなった時、その夫に生計を維持されていた妻に支給される年金です。

10年以上婚姻関係にあった妻が対象となります。この年金は、妻が60～65歳になるまで支給され、年金額は夫が受けられるはずだった老齢基礎年金の4分の3に相当する額となつていきます。

25年の期間には、保険料の免除期間も含みます。第2号（厚生年金加入）期間は含まれません。

死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた人が、何の年金も受けずに亡くなり、遺族が「遺族基礎年金」を受けられない場合に支給されるのが死亡一時金です。支給される遺族の対象は、亡くなった人に生計を維持されていた配偶者または子どもなどです。ただし、寡婦年金を受給する場合は支給されません。

付加年金

国民年金には、65歳になると支給される「老齢基礎年金」があり、40年加入で満額の年額79万4500円（2005年度）がもらえます。この年金額を、通常より少し多く保険料を払って増やす仕組みが付加年金です。追加の保険料（付加保険料）は月額400円です。これに対し老齢基礎年金にプラスされる付加年金額は、年額で、「付加保険料を納め

た月数×2000円」となっています。

全建総連では、この付加年金をさらに充実させた上乘せ年金である「国民年金基金」の加入促進に取り組んでいます。

8 豊かな老後の心強い味方、全建総連国民年金基金

国民年金だけではゆとりある老後の生活を過ごすには不十分なのも事実です（2005年度は年額79万4500円）。

そこで、ゆとりある老後の暮らしに備えて、国民年金にプラスして年金を確保できる上乘せ制度として「国民年金基金」があります（全建総連では国の認可を受けて、独自に国民年金基金を運営しています）（図9）。

全建総連国民年金基金（正式名は全国建設技能者国民年金基金）は、2005年3月末で加入者が8420人、年金受給者が1037人に達しました。

加入できる方は、20歳以上60歳未満の組合員及びその家族で、国民年金保険料を支払っている人。特に、掛金が安くて、加入しやすい、年齢が若い組合員にお勧めです。年金給付は、60歳まで掛金を払い込み、65歳（一部60歳）から年金を受けられます。

メリットとして、税制上の優遇が受けられ、所得税・住民税が軽減されます。

国民年金基金の掛金は、全額社会保険料控除になります。また、受け取る年金にも、公

(図 9)

全建総連 国民年金基金のしくみ



的年金等控除があります。遺族一時金は、非課税となっています。

年金を受け取る開始年齢や受給期間が異なる4タイプの年金が用意されています。その時々 of 生活スタイルに合わせ、自由に加入口数を増減できるので、所得の変動に柔軟に対応できます。途中で掛金を納められなくなった場合でも、払い込んだ掛金分の年金は確実に受け取ることができます。

また、掛金を1年度分前納すると0・1カ月分の割引(2005年度)を受けられます。

国民年金基金の詳しい内容については、所属の組合、または全建総連国民年金基金室(フリーダイヤル 0120 66 4165、携帯電話からでもOK)にお問い合わせください。

9. 改「正」名ばかりの年金改悪法が成立

(1) 改悪阻止で闘った全建総連

2004年6月に成立した年金改「正」法では、国民年金に関係するものも多くあります。その中心は、保険料の引き上げ、給付の引き下げ、など国民の負担増となるものです。

全建総連では、2004年3月の中央決起集会を皮切りに、5回の国会前座り込みや院内集会、議員面会所での集会、また13回に及ぶ審議傍聴行動などを行い、改悪阻止に向け

て闘ってきました。こうした一連の改悪反対の取り組みには、延べ3036人の全国の仲間が参加しました。これまでにない質と量の闘いを展開してきましたが、残念ながら、政府・与党は改悪を強行しました。

改正法が成立した以上、その中身をしっかりと見据えるとともに、今後も、将来に希望の持てる、安心できる年金制度の確立に向けて取り組みを進めていく必要があります。また同時に、将来無年金者になりかねない仲間の老後を守る、年金権の確保に向けた取り組みも重要です。

全建総連は、今後もこれまでと同様に、制度の改善運動に取り組むとともに、未加入の仲間の年金権の確保に向けて、機関紙や宣伝物を通じて「国民年金への早期加入」を訴えていきます。



国会前に座り込み、改悪反対を訴える仲間

(2) 年金改「正」でどう変わった

年金改「正」は、保険料の引き上げ・給付の引き下げ、など国民に負担を押しつける改悪である一方で、改善された点もあります。

改「正」点を中心に紹介します。

任意加入期間が70歳まで拡大

国民年金の強制加入期間は60歳までですが、25年の受給資格期間に満たない方は、これまでは、65歳まで任意に加入することができました。しかし、今回の改「正」で、受給資格を満たせるように70歳まで拡大されました（1965年4月1日以前生まれの方が対象）。

これにより、これまで全く年金に加入せず、既に40歳を超えてしまった人でも、国民年金の受給をあきらめなくてよくなりました。45歳未満の年金未加入の方は、すぐに手続きして年金をもらえるようにしましょう。

国庫負担が2分の1に引き上がる

国民年金の給付は加入者が納める保険料と税金による国庫で賄われていますが、少子高齢化で保険料不足が懸念されることから、国庫負担の割合をこれまでの3分の1から

2分の1へ2009年度までに段階的に引き上げられます。

「将来年金が貰えないのでは」「払い損になるのでは」と不安に感じる未納・未加入の方には、年金財源がしっかりしたことは朗報と言えます。

所得に応じて免除が4段階に（2006年7月より実施）（図10）

現在、保険料の免除は「全額」と「半額」の2種類ですが、これに「4分の3」と「4分の1」が加わります。

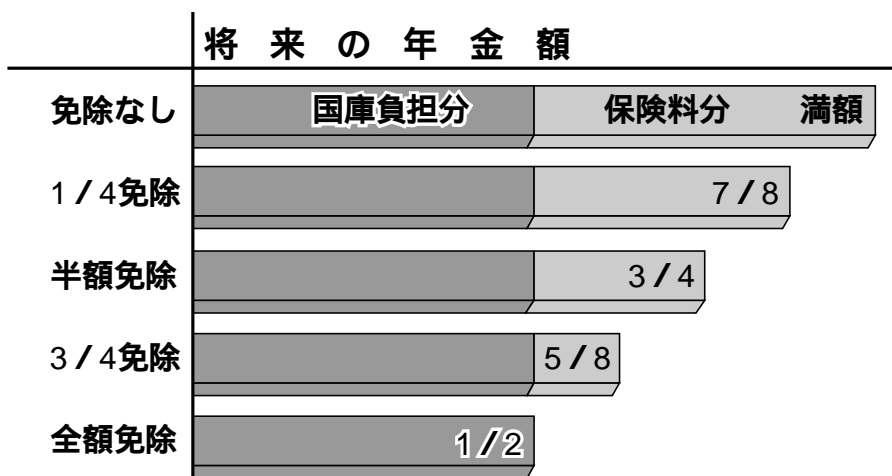
これまで、半額免除でも収入が約285万円以下（4人世帯：夫婦、子2人の場合）でなければ免除を受けられませんでした。が、「4分の1免除」が追加されたことで、免除を受けられなかった方も免除が利用できるようになります。

「4分の1免除」「4分の3免除」の場合も、全額免除と半額免除と同様に国庫負担分を年金として受け取れます。

加入者への情報サービスが向上

個人年金と違い、国民年金は「将来もらえる年金額がいくらなのか」「加入状況はどうなっているのか」など、加入者個人への情報提供がこれまで不十分で、それが不満を呼び、制度の不信につながっていました。

(図10) 保険料免除とその期間にかかる年金給付



国庫負担率1/2、追納がなかった場合

そこで、2008年4月から、将来年金がもらえることを実感できる仕組みとして、保険料の納付状況や年金見込額が年1回郵送で通知される予定です。

年金見込額の表示の仕方は、保険料を納めた実績を「ポイント」として点数化し蓄積されます。12カ月分の保険料を納めたら1ポイントとし、ポイント単価を掛けて年金予想額を表します（図11）。

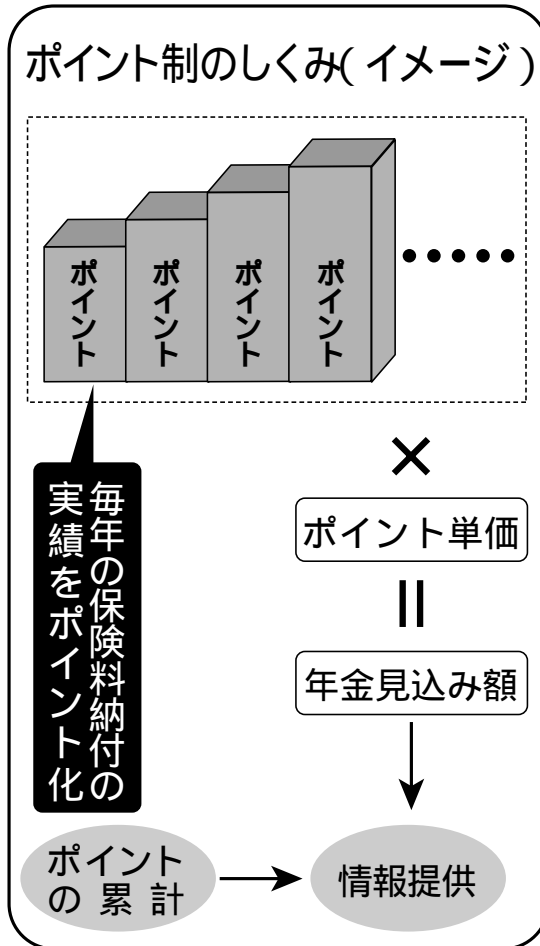
例えば、現在、国民年金は40年加入の満額で年約80万円受給であることから、1ポイントの単価（加入1年あたりの年金額）は約2万円となり、40ポイントで満額が受け取れるイメージです。

加入者にとって親切的な制度であり、国民年金がより身近になったと言えます。

ちなみに、2005年10月現在、利用できる情報サービスは、相談や問い合わせについては、社会保険業務センター中央年金相談室（03 3334 3131）、社会保険事務所（全国で312施設）、年金相談センター（全国に72施設）、年金電話相談センター（全国に23施設）で対応しています。

2005年度は、社会保険事務所及び年金相談センターで月曜の夜7時まで時間延長して年金相談に応じています。さらに毎月第2土曜日には、社会保険事務所と年金相談センターで、4月から9月までの第3土曜日も、一部の社会保険事務所で年金相談を行っています。

(図11)



2005年10月からは全国どこからでも、年金請求などの相談は、0570 05 165で受け付けます。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで。固定電話からかける場合、着信先にかかわらず市内通話料金のみで相談できます。

また、社会保険事務所では、55歳以上に年金見込額を試算しています。社会保険庁のホームページでは年金額簡易計算（年齢制限なし）と、55歳以上には年金見込額試算と年金加入記録を、55歳未満には年金加入記録のみを回答しています。

情報サービスを利用して、逐次自分の年金の状況をしっかりと把握しておくことが大切です。

20代の保険料が納付猶予に（2015年6月まで実施）

仕事も収入もなく親と同居する多くの若者は現在、保険料免除の対象とならず、無年金・低年金の予備軍として心配されています。今回の「改正」では救済の特例措置として、20代の若者に限って、保険料の納付を10年間猶予する制度が創られました。

10年以内に保険料を納付すれば、将来の年金額に反映され、たとえ納付できなくても、年金額には反映されませんが加入期間として扱われます。また、猶予期間中に万一、障害や亡くなった場合にも、障害基礎年金、遺族基礎年金の対象となるなど、将来、「入っただけで良かった」と思える制度といえます。実施期間が限られていることから、20代の若者

はこの機会に国民年金への加入を勧めます。

保険料の段階的引き上げ

少子高齢化の進展によって増す現役世代の急激な負担増を避けるために、13年間にわたって小刻み（毎年度280円ずつ）に行われ、2017年度以降は上限額（1万6900円）に達します。

ただこの上限額は、今後も貨幣価値が今と変わらないと仮定した場合のものであるため、賃金の変動すれば保険料額も変動します。

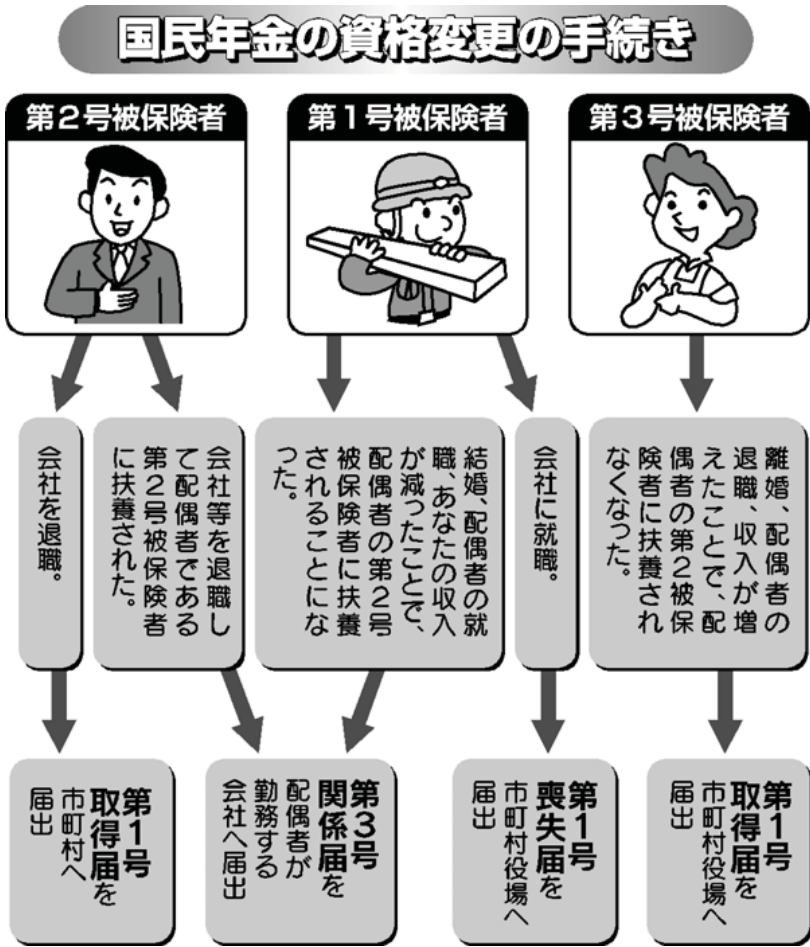
10. 人生の節目には手続きを忘れないで

国民年金は制度や手続きを知らないために、将来もらえるはずの老後の年金がもらえない場合があります（図12）。

「つつかり」で老後の年金を失うことがないように、制度をしつかり理解し、必要な手続きをとることが大切です。特に注意が必要な資格の手続きについて紹介します。

第3号被保険者は、「厚生年金に加入する夫の妻」と一般的に理解されていますが、厳密には「健康保険の被扶養配偶者であること」が要件となっています。そして、さらに健康保険の被扶養になるのにも、原則として夫の年収の2分の1未満かつ年収130万円

(図12)



未満が要件となっています。

そこで、妻がパートタイマー等で、年収130万円以上の収入がある場合には、妻は夫の扶養から外れ、自らが国民健康保険の被保険者となり、国民年金の第1号被保険者の変更手続きを市区町村役場で行う必要があります。

また、夫が退職・失業した場合にも、第3号被保険者である妻は、自ら第1号被保険者への変更手続きを市区町村役場でしなければなりません。この手続きをとらないと未加入状態となり、年金を受給できる資格期間に含まれないことになってしまいます。

一方で、第3号被保険者に該当した時は、速やかに夫の勤める事業所に届け出ましょう。第3号被保険者の期間は、年金額に反映されず、夫がこの申請を怠ってしまうと、年金の加入期間に空白の期間ができてしまい、年金額に影響してしまいます。

届け出が遅れた場合、期間として認められるのは2年間だけで、それ以上は保険料未納期間となってしまいますので注意が必要です。

2004年度の年金「改」正で2005年4月以前の期間は、忘れた理由に関係なく、1986年4月までの第3号被保険者期間を復活させる特例措置が設けられました。

ところで、厚生年金に加入する事業所を辞める場合にも注意が必要です。厚生年金を辞める手続きは事業所で行いますが、国民年金への変更手続きはしてくれません。自分で手続きをしなければ、未加入状態になってしまいます。

また、第1号もしくは第2号被保険者である夫が、退職や収入が減少した場合には、夫が第2号被保険者である妻の扶養となることができます。その場合には、妻の勤務する事業所への届け出が必要になります。転職や退職・結婚・離婚など人生の節目では、資格変更の手続きがあります。将来しっかりと年金が受給できるように忘れずに手続きしましょう。

今の備えが、将来の安心につながります。老後の大きな支えとなる公的年金をしっかりと得るためには、とにもかくにも25年の受給資格期間を満たすことが肝心です。未加入・未納者の方は免除制度等を活用して、一刻も早く加入し、年金権を確保しましょう。

「いつか」であった老後は、アツという間に「もう」になってしまうものです。「将来の自分を救うのは、今の自分」です。今からしっかりと準備をして、豊かで安心して過ごせる老後を迎えましょう。

参考資料

全建総連の社会保障に関わる運動の歴史

年金制度の歩み

①全建総連の社会保障に関わる運動の歴史

1960(昭和35)年	11月	全建総連結成
	"	初の厚生省交渉(日雇健保の改善を要求)
1961(昭和36)年	5月	・日雇健保保険料30円に値上げの政府案を26円に、傷病手当支給日数を22日に
1963(昭和38)年		日雇健保改善・厚生年金適用を要求する運動
1964(昭和39)年	2月	日雇健保改善の100万人署名
	3月	・小林厚生大臣が昭和40年を目途に日雇健保の廃止を言明
	7月	日雇健保危機突破、社会保障拡充中央総決起大会
1965(昭和40)年	1月	・政府が日雇健保の保険料を2倍から6倍に引き上げる改悪案を発表 日雇健保改悪反対運動
1966(昭和41)年		日雇健保廃止反対運動
1967(昭和42)年		日雇健保廃止反対運動
	8月	・健保特例法の成立 医療保険抜本改悪反対運動
1968(昭和43)年	4月	厚生省の日雇健保の擬制適用への新加入者を認めない通達に抗議
	6月	日雇健保のしめつけ・改悪・廃止反対、全国統一行動
	8月	日雇健保擬制適用打ち切り反対、中央総決起大会 ・国保7割給付の完全実施
1969(昭和44)年	2月	厚労省構内で決起集会(医療保険抜本改悪粉碎・日雇健保改悪反対)
	6月	日雇健保改悪粉碎、中央決起集会
	8月	・日雇健保改悪法案が廃案に
1970(昭和45)年	3月	日雇健保改悪反対、全国統一行動
	5月	・日雇健保改悪案が廃案、厚生省が日雇健保の擬制適用廃止の方針決定 擬制適用廃止粉碎、決起集会 ・厚生省が廃止の通達を出す
	6月	建設国保設立の方針決定
	12月	医療保険抜本改悪反対・国保改善、中央総決起集会
1971(昭和46)年	7月	医療保険抜本改悪反対・国保改善、中央総決起集会
1973(昭和48)年	7月	国保組合の国庫負担四割五分法制化・社会保障拡充、中央総決起大会
	9月	・衆院社労委が国保組合への助成を強めるべきと特別決議
1977(昭和52)年	4月	建設国保の国庫補助の法制化実現に向けて中央行動
	12月	・国保組合への国庫補助40%定率化可決
1978(昭和53)年	9月	健保改悪阻止、国会請願行動
1979(昭和54)年	2月	医療保険改悪反対・建設国保改善、中央総決起大会
	3月	健保改悪阻止、国会請願
	5月	健保改悪阻止・医療保険改善、中央総決起集会
1980(昭和55)年		健保法改悪反対・建設国保改善、中央総決起大会
1981(昭和56)年	5月	老人医療の改悪反対、中央行動
1982(昭和57)年		老人保健法成立阻止運動
	8月	・老人保健法の成立
1983(昭和58)年	11月	医療保険制度改悪反対、中央総決起大会
1984(昭和59)年	4月	医療保険制度改悪反対、中央総決起大会
	7月	健保法改悪反対、中央総決起大会 健保改悪反対30万請願署名
	8月	・健保法の改正(健保9割給付に)

1985(昭和60)年		国民年金改悪反対運動
1986(昭和61)年	4月	・国民年金等の改正
	11月	老人保健法改悪反対運動 ・老人保健法の改正
1988(昭和63)年		国保法改悪反対運動
	5月	・国保法の改正
1989(平成元年)		年金改悪反対運動
	12月	・国民年金法等の改正
1990(平成2)年	6月	・国保法の改正
1991(平成3)年	8月	全国建設技能者国民年金基金を設立
	9月	・老人保健法の改正
1992(平成4)年	3月	・健保法の改正
	6月	・医療法の一部改正
1993(平成5)年	3月	・国保法の改正
	3月	・年金制度間調整法の改正
1994(平成6)年		健保法改正反対行動、年金改悪反対行動
	6月	・健保法の改正
	11月	・国民年金法等の改正
1995(平成7)年	3月	・国保法、老人保健法の改正
1996(平成8)年		建設国保の改善・公的介護保障の確立を求める運動(100万人国会請願署名)
1997(平成9)年		医療保険改悪反対行動(150万人国会請願署名)
	6月	・健保法・国保法・老人保健法の改正(健保8割給付に)
	12月	・介護保険法が成立
1998(平成10)年		医療保険改悪反対・建設国保改善運動(200万人国会請願署名)
1999(平成11)年		医療保険改悪反対・建設国保改善運動(200万人国会請願署名)
2000(平成12)年		医療保険改悪反対・建設国保改善運動(200万人国会請願署名)
	2月	年金改悪反対運動
	3月	・国民年金法等の改正
	12月	・健保法・医療法の改正
2001(平成13)年		医療保険改悪反対・建設国保改善運動(200万人国会請願署名)
2002(平成14)年		医療保険改悪反対・建設国保改善運動(200万人国会請願署名)
	7月	・健保法の改正(健保7割給付に) (保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方について、14年度中に基本計画を策定する附則が盛り込まれる。)
		医療保険者の統合・再編から国保組合制度を守りぬく運動(400万人国会請願署名)
2003(平成15)年	3月	・健康保険法等の一部改正の附則に基づく基本方針を閣議決定 (国保組合について、再編統合及び国庫助成の在り方の見直しが盛り込まれる。)
	7月	建設国保の育成を求める請願が衆参両院で採択
2004(平成16)年		年金改悪反対・公的年金の拡充を求める運動
	6月	・国民年金法等の改正
2005(平成17)年	7月	・介護保険法の改正

② 年金制度の歩み

1939(昭和14)年	「船員保険法」公布	
1940(昭和15)年	「船員保険法」施行 「政府職員共済組合法」「通信共済組合法」「鉄道共済組合法」公布	
1941(昭和16)年	「教職員共済組合法」公布 「労働者年金保険法」公布	
1942(昭和17)年	「労働者年金保険法」施行	※適用対象は10人以上の事業所の男性のみ
1944(昭和19)年	「労働者年金保険法」を「厚生年金保険法」に改称	※適用対象を5人以上の事業所とし、女性にも拡大
1948(昭和23)年	「国家公務員共済組合法」公布	※官業共済組合等の統合
1953(昭和28)年	「私立学校教職員共済組合法」公布	※厚生年金からの分離・独立
1954(昭和29)年	「厚生年金保険法」全面改正 「市町村職員共済組合法」公布	※定額部分と報酬比例部分の2階建ての給付に
1956(昭和31)年	「公共企業体等共済組合法」公布	※国家公務員共済組合から独立。公社制度導入による3公社の職員に適用。
1958(昭和33)年	「農業漁業団体職員共済組合法」公布 「国家公務員共済組合法」公布	※厚生年金からの分離・独立
1959(昭和34)年	「国民年金法」公布 「国家公務員共済組合法」改正	※公務員恩給を統合、共済年金制度を導入
1961(昭和36)年	「国民年金法」全面施行	※国民皆年金スタート
1962(昭和37)年	「地方公務員等共済組合法」公布	※市町村職員共済組合を統合
1965(昭和40)年	「厚生年金保険法」改正	○1万円年金の実現、厚生年金基金制度の創設
1966(昭和41)年	「国民年金法」改正 厚生年金基金制度の施行	○夫婦での1万円年金の実現
1969(昭和44)年	「厚生年金保険法」改正	○2万円年金の実現
1973(昭和48)年	「厚生年金保険法」改正	○5万円年金の実現、物価スライド制・賃金スライド制の導入
1984(昭和59)年	「国家公務員共済組合法」改正	※公共企業体職員等共済組合を統合
1985(昭和60)年	国民年金法等改正 (年金大改革)	○ 全国民共通の基礎年金制度の創設 ○給付水準と負担の適正化 ○第3号被保険者制度の創設 ○障害年金の改善(20歳前に障害者となった者に対する障害基礎年金の保障) ○5人未満の法人事業所に対する厚生年金の適用拡大 ○女性の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げ(55歳から60歳へ)
1989(平成元年)	国民年金法等改正	○完全自動物価スライド制の導入 ○在職老齢年金の改善 ○学生の国民年金への強制加入 ○国民年金基金制度の創設
1991(平成3)年	国民年金基金制度の施行	

1994(平成6)年	国民年金法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳代前半の年金の見直し ※老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ段階的引上げ ※在職老齢年金の改善 ○厚生年金に係る賞与等からの特別保険料(1%)の導入 ○雇用保険との給付調整 ○可処分所得スライドの導入 ○育児休業中の厚生年金の保険料(本人分)の免除 ○国民年金:高齡任意加入制度(65~69歳)の導入 ○遺族・障害年金の改善 ○保険料率の引上げ幅の見直し
1997(平成9)年	基礎年金番号による業務開始	
	JR、JT、NTT3共済の厚生年金への統合	
2000(平成12)年	国民年金法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ○総報酬制の導入(賞与等にも同率の保険料を賦課し、給付に反映。特別保険料は廃止) ○厚生年金給付の報酬比例部分の5%適正化 ○60歳代後半の在職老齢年金制度の導入 ○65歳以上の基礎年金・厚生年金に物価スライドのみを適用 ○老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を段階的に引上げ(2025年までに60歳から65歳へ) ○育児休業期間中の厚生年金の事業主負担保険料の免除 ○国民年金の免除の拡充(半額免除制度の創設、学生納付特例制度の創設)
2001(平成13)年	「確定拠出年金法」公布・施行	
2002(平成14)年	「確定給付企業年金法」公布・施行	
2003(平成15)年	総報酬制の実施	
2004(平成16)年	国民年金法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ○給付水準と負担の見直し ※基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引上げ(平成21年度までに) ※マクロ経済スライドの導入 ※保険料固定方式の導入 ○60歳代前半の在職老齢年金の改善 ○障害厚生年金の改善 ○離婚時の年金分割 ○4段階免除制度の導入 ○30歳未満の第1号被保険者の保険料納付猶予制度の導入 ○第3号被保険者の特例届出 ○ポイント制の導入 ○企業年金の改正 ○老齢厚生年金の繰下げ受給制度の導入 ○育児休業時の保険料免除期間が3年に拡充 ○国民年金保険料の引上げ

先人が嘗々と築いてきた社会保障制度が、大きく損なわれようとしています。国民負担増だけの構造改革が推し進められています。そういう大きな流れを押しとどめることが、私たちに求められています。そのためには、まずしっかり学ぶことが必要です。このブックレットは、私たちの仕事と生活に最適な建設国保と、国民年金に自信をもってもらっためにつくりました。是非ご活用いただきたいと思います。 1 と 2 は西雅史書記が担当しました。 3 については、機関紙『全建総連』で2003年8月〜2005年3月に19回連載された「国民年金に入ろう」を基にしています。連載は森隆書記が執筆し、ブックレット化に当たり、松下盛雄書記が手直ししました。

全建総連社会保障対策部長 古市良洋